

【投 稿 規 定】

(名称) 国立障害者リハビリテーションセンター研究紀要
〔略称: 国リハ研紀〕
Research Bulletin, National Rehabilitation Center
for Persons with Disabilities
〔略称: Res. Bull., Nat. Rehab.〕

1. 本研究紀要は原則として年1回当センターホームページ上において発行し、当センター職員の研究論文等(当センター職員の指導による、または共同によるものを含む)を掲載するものとする。ただし、上記以外の論文等で特に編集委員会の認めたものは掲載することができる。
2. 投稿原稿の採否の決定は編集委員会において行い、結果は文書をもって著者に通知する。編集方針に従って原稿の加筆、削除または書き直しが求められることがある。
3. 投稿原稿は原則として他の刊行物に未発表、未投稿のものとする。
4. 原稿は、邦文または英文により記載する。原稿はテキストファイル出力可能なワープロソフトにより作成する。なお、英文原稿の文法等に関する責任は、筆者が負うものとする。
5. 投稿原稿は、総説、論文、短報、資料、その他のいずれかの区分に投稿するものとする。採用された論文等の区分は、編集委員会において決定する。

総説：特定の主題について、既に公表されている情報の分析、検討に基づいて独創的な見解を展開したもの。特定の主題に関する一連の論文をまとめた総合論文を含む。

論文：障害者のリハビリテーションのために有用で新規な結論、概念等を展開したと評価される完結した独創的な研究成果をまとめた論文。

短報：断片的であっても価値のある事実、データ、方法などをまとめた論文。

資料：障害者のリハビリテーションに有用で価値ある事実、データ、症例、方法、事例等をまとめたもの。

論文等の紹介：研究紀要以外で発表した論文等で、広く周知したいもの。

その他：障害者のリハビリテーションに有用なテーマで上記のいずれにも属さないもの。

6. 原稿の長さは特に定めないが、目安として、総説は20,000字程度、論文、資料は12,000字程度、短報は4,000字程度、論文等の紹介は1,000字程度とする。なお、内容によってはこの字数程度であっても短縮することを求めることがある。
7. 事務局は、研究紀要を発行する際に、受付日(投稿原稿を受付けた日)及び採択日(編集委員会での採否決定日)をキーワードと本文の間に付すこととする。

[記載例]

2007年8月31日受付

2008年1月10日採択

8. 採用された原稿は著者に返却しない。
9. 掲載された論文等の著作権は国立障害者リハビリテーションセンターに帰属し、他の雑誌もしくは書籍または電子媒体等に収録する場合には、当センター研究紀要編集委員会の許諾を受けることを必要とする。
10. 投稿についての問い合わせ先および投稿原稿の提出先は当センター企画・情報部企画課内「研究紀要編集委員会事務局」とする。

附則 本規定は、平成29年6月16日から施行する。